

（経緯）

南信州地域は、従来から文化的、経済的及び社会的なつながりを持った一つの生活圏であり、行政間や住民間の交流が盛んな地域として、その一体性を育んできました。

昭和44年に広域市町村圏に指定されて以来、美しい自然と豊かな文化を活かした一体的な地域整備を進め、平成11年4月には南信州広域連合を発足させ、広域的な課題に対する体制を整備してきました。

国は、それまでの広域行政圏施策を平成20年度末に廃止し、地域活性化の取り組みとして「定住自立圏構想」や「地方中枢拠点都市構想」など、新たな共同処理の仕組みを推進しています。南信州地域では、定住自立圏構想に沿って、平成21年度には飯田市を中心に全14市町村が全国に先駆けて定住自立圏共生ビジョンを策定しました。平成25年度には5年を目処に見直すこととされている定住自立圏共生ビジョンの改訂作業を進め、平成26年度に新たな定住自立圏共生ビジョンを策定し地域づくりに取り組んでいます。

また、県境を越えた東三河地域、遠州地域、南信州地域の3圏域からなる三遠南信地域を一体的な都市圏として、交流・連携を一層深め、自立性の高い圏域の形成を目指すため、平成20年から10年間の3圏域の指針となる三遠南信地域連携ビジョンを策定しています。平成26年度には広域連携組織の統合化を図り、三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）に一本化し、駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村・掛川市・菊川市・御前崎市・牧之原市などが新たに正規構成員となり連携体制の強化をしました。

南信州広域連合では、平成6年の旧自治省の「ふるさと市町村圏」選定を受けて「飯伊地域ふるさと市町村圏計画」を策定し、関係市町村の出資と県の助成による20億円のふるさと市町村圏基金を造成、その果実を活用した各種の地域振興ソフト事業を展開してきました。また、国の広域行政圏施策の廃止に伴い、平成22年度に南信州広域連合ふるさと市町村圏基金の名称を南信州広域振興基金と改めました。既存のふるさと市町村圏計画は終了となりましたが、将来の地域像等を盛り込んだ第3次広域計画を平成23年度に策定しました。

さらに、平成22年にはリニア中央新幹線の長野県駅設置を見据え、圏域の将来像を示したリニア将来ビジョンを策定しました。

この様な状況の中、リニア中央新幹線の長野県駅が飯田市に設置されることが決まったことから、リニア将来ビジョンの具現化を視野に入れ第4次広域計画を策定することとしました。

（現状と課題）

南信州地域では、人口減少や少子高齢化など、地方のもつ共通の課題を抱えています。特に生産年齢人口の減少が、全国よりさらに先行している状況にあります。各市町村が、単独ですべての行政需要に応えていくことは、大変厳しくなっています。さらに、交通網の整備や情報通信手段の発達・普及なども相まって、県や市町村の区域を越える広域的な行政需要が拡大、多様化しつつあります。

また、市中金利が低い状況が続くなか、基金の運用益が減少してきています。広域振興基金の運用益を主な財源とするソフト事業は、資金的な制約を受け、極めて厳しい状況にあります。しかしながら、リニア中央新幹線の長野県駅が飯田市に設置されることになり、高速交通網が大きく変わる事で交流人口の拡大が図られるなど、今までにない影響を及ぼす事となります。

その様な中で圏域全体として持続可能な地域として存続していく為に市町村の枠を越えた取り組みが益々重要となることから、可能な限り財源の確保を図るとともに、南信州地域の先導的事業として振興事業を継続していく必要があります。

(今後の方針と施策)

南信州地域の一体的な振興及び発展を実現するため、地域の自主性や創意工夫を生かし、広域連合、関係市町村が適切に機能を分担し連携を図りながら、伝統民俗芸能の保存継承、定住環境の整備、コミュニティ活動の充実、魅力的で特色ある産業の形成等、一体的な地域づくりのための事業等を推進していきます。

施策

- 1 広域連合は、住民本位の効率的で質の高い行政サービスを提供するため、規模や地理的条件などが異なる関係市町村の事務事業の共同処理等を通じ、広域行政の推進に努めていきます。
 - 2 関係市町村は、南信州地域に共通する広域的な課題に対する事業について、広域連合と協調しながら事業を推進します。
 - 3 南信州の市町村それぞれが役割を分担しつつ、一体的連携をすることによって、全体のレベルアップを図ります。
 - 4 広域連合は、基金の的確な運用に努めるとともに、関係市町村と協調して広域的振興ソフト事業を行います。
 - 5 関係市町村は、広域連合と協議しながら広域的振興ソフト事業に協力します。
- <主なソフト事業>
地域活性化、伝統芸能の保存継承、産業振興、広域連携・地域間交流、人材育成及び人材確保、文化振興、高度情報化、生活基盤の維持・整備、広域的なイベント

地方拠点都市地域の振興整備に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

（経緯）

南信州地域は、地方の自立的成長を促進し、国土の均衡ある発展を図ることを目的として、平成5年12月に「創意を生かす豊かな交流生活文化圏をめざして」を基本理念とした、飯伊地方拠点都市地域基本計画（目標年次 平成5年から概ね10年間）を策定し、各種施策を展開してきました。

平成19年3月には、計画年次を平成19年度から平成28年度とする新たな基本計画を策定しました。

（現状と課題）

基本計画に基づいて、飯伊地域内に形成する「都市・産業集積ゾーン」、「居住環境整備ゾーン」、「中山間地域活性化ゾーン」の3つのゾーン機能を拡充強化するため、各市町村が個性と特長を生かした広域的な機能分担と連携による一体的な整備を行うことが必要であり、関係市町村は、各ゾーン機能をさらに高めるための拠点地区を中心とした各種事業を展開しています。

国土交通省は、地方拠点都市地域の整備の基本計画達成を支援するため、アクションプログラムを策定し、道路等の社会資本整備を計画的に推進しており、事業の進行管理を実施しています。

若者を中心とした人口流出、過疎化や高齢化など地域の活力低下が依然大きな問題となっているため、地域が持つ豊かな自然や歴史的、文化的資源を生かし、魅力ある就業機会の確保や多様な都市機能の整備を行うことが課題となっています。

また、平成28年度に現基本計画の期間が終了することから、国の動向を踏まえながら新たな計画策定について検討が必要です。

（今後の方針と施策）

南信州の一体的な地域づくりを推進するために、計画に基づいて各種事業を推進していきます。

施策

- 1 広域連合は、関係市町村が基本計画に基づき実施する各種事業等について、国及び県並びに関係機関との連絡調整を行います。
- 2 関係市町村は、基本計画に基づいて、計画的に事業を推進します。
- 3 国の動向を踏まえながら新たな計画策定について検討を進めます。

広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想及び計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

（経緯）

広域連合は、飯伊地域ふるさと市町村圏計画（平成 21 年度で終了）に示された南信州の将来像を実現するための広域的な幹線道路網整備の進め方を明確化するために、平成 15 年 5 月に「広域的な幹線道路網構想及び計画」を策定しました。（広域的な幹線道路網構想及び計画に位置づけられた道路は別表参照）

また、リニア中央新幹線の長野県駅へのアクセスを含めて南信地域の道路ネットワークを県が中心となって南信地域道路ネットワーク計画として検討しています。

（現状と課題）

当地域の道路網は、その多くが山間部であることから地域間を結ぶ幹線道路に限られ、また急峻な地形と脆弱な地質により、危険でかつ線形不良、狭小幅員区間が多く存在しています。これまでも国や県、市町村において整備改良が行われてきましたが、依然未改良区間が多く、圏域の中心市である飯田市へのアクセスはもちろんのこと、近隣町村間のアクセス道路の改善が未だ課題となっています。

圏域として国の平均を上回る高齢化が進む中、救急救命率向上のため、医療施設への患者搬送時間の短縮等に対応した道路整備及び災害に強い「命をつなぐ道」の実現こそが、地域住民が安心して住み続けられるための基本的な社会基盤です。

リニア中央新幹線長野県駅の設置が現実となり、将来の地域づくりを考えると、リニア長野県駅へのアクセスを考慮した、一般国道 153 号をはじめとする広域的な幹線道路網は、これからの地域振興における重要性をさらに増してきます。また、三遠南信自動車道（一般国道 474 号）は、三遠南信地域連携に欠くことのできない社会資本であり、三遠圏域からリニア長野県駅へのアクセス向上の意味も含め、早期の全線開通が望まれます。

また、南信地域広域道路ネットワーク計画検討委員会で検討されている南信地域広域道路ネットワーク計画（上伊那・下伊那の道路網計画）に基づく計画的な道路整備が必要です。

（今後の方針と施策）

リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の供用開始を見通し、南信地域広域道路ネットワーク計画を踏まえて、新たに「広域的な幹線道路網構想及び計画」を策定し、計画的な道路整備を推進していきます。

施策

- 1 平成 15 年 5 月に策定した「広域的な幹線道路網構想及び計画」を見直します。
- 2 広域連合は、構想及び計画に基づく計画的でかつ効率的な整備を促進するため、国及び県に対する働きかけを関係市町村及び各事業の建設促進期成同盟会等と協力して行います。
- 3 県及び関係市町村等は、構想及び計画に基づく計画的な道路整備を行います。

別 表

(飯伊地域の広域的な幹線道路網構想及び計画 から)

1 広域交流への支援[国土の発展]【高規格・骨格幹線道路】	
高規格・骨格幹線道路ネットワーク《広域交流を促進する道路》	
中央自動車道	(国) 153号
三遠南信自動車道(国道474号)	(国) 256号
(国) 151号	(国) 418号
(国) 152号	
2 個性豊かな地域づくり【地域拠点を結ぶ主要幹線道路】	
地域の拠点を結び地域づくりを支援	
三遠南信自動車道(国道474号)	(国) 153号
(国) 151号	(国) 256号
(国) 152号	(国) 418号
(主) 飯田富山佐久間線	(主) 飯田(停)線
(主) 飯田南木曾線	(主) 松川インター大鹿線
(主) 飯島飯田線	(主) 天竜公園阿智線
(主) 伊那生田飯田線	(主) 下条米川飯田線
(一) 市田(停)上市田線	(一) 温田(停)早稻田線
(一) 市田(停)線	(一) 上川路大畑線
(一) 市場桜町線	(一) 上飯田線
(一) 時又中村線	(一) 下久堅知久平線
(一) 米川飯田線	(一) 駄科大瀬木線
(一) 深沢阿南線	(一) 親田中村線
(都) 大門今宮線	(都) 羽場大瀬木線
(都) 大門座光寺線	(都) 桐林大明神原線
(都) 知久町中村線	
広域農道[伊那南部](飯田市・松川町・高森町・喬木村・豊丘村)	
竜東一貫道路(高森町・喬木村・豊丘村)	
(市) 伊豆木下瀬線	(村) 6号線(喬木村)
(市) 日之出町江戸町線	(村) 7号線(喬木村)
(市) 島垣外宮ヶ洞線	(市) 上村1号線
(市) 祝沢線	(市) 上村4号線

(国) … 国道 (主) … 主要地方道 (一) … 一般県道 (都) … 都市計画道路

(市) … 市道 (村) … 村道

※「飯伊地域の広域的な幹線道路網構想及び計画」(平成15年5月策定)に位置づけられなかった幹線道路の中で、地域から要望する声が強くなる道路について、次期当該計画策定の検討にあたっては南信地域広域道路ネットワーク計画を踏まえることが必要。(設楽根羽線、阿南根羽線、園原インター線、田中乱橋線、園原清内路線、富士見台公園線など)

広域防災計画の実施に必要な連絡調整に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

(経緯)

阪神淡路大震災、東日本大震災の教訓や国及び県の防災計画の改定を受けて、広域的な視野に立った地域防災づくりや避難計画等の整備を盛り込んだ、地域防災計画の策定が必要となりました。

南信州地域では、災害に関する自然条件、道路、鉄道等の生活基盤の同一性から災害対応について地域の市町村が共同事務として処理することとなり、南信州広域連合として平成8年度から平成10年度の3ヶ年間をかけて広域防災計画(広域災害マスタープラン)を策定しました。この広域防災計画を基本として各市町村の地域防災計画が策定され、これにより地域の市町村における防災対策の共同かつ計画的な推進目標が明確となりました。

また、市町村との災害時消防相互応援協定が締結されたことにより、災害時における地域の市町村と飯田広域消防との連携体制のさらなる強化が図られました。

これまでに南信州地域内の市町村と他地域の地方公共団体及びその他団体との間で以下の災害時応援協定等を締結しています。

- ・長野県消防相互応援協定 (平成8年2月14日締結)
- ・三遠南信災害時相互応援協定 (平成8年6月27日締結)
- ・災害時における飯伊18市町村と飯田郵便局並びに飯田市・下伊那特定郵便局との応援協定 (平成9年8月25日締結)
- ・災害時における住民生活の早期安定を図るための協定書 (平成12年1月20日締結)
- ・災害時医療救護協定 (平成15年11月1日締結)
- ・南信州広域連合関係市町村災害時消防相互応援協定 (平成18年1月13日締結)
- ・災害時における避難施設等の被災調査に関する協定 (平成18年12月21日締結)

(現状と課題)

我が国の防災対策の基本を定めた「防災基本計画」は、東日本大震災以降、大規模広域災害対策等について改正(平成24年9月)が行われ、県及び各市町村では、地域防災計画の見直しが行われていません。

また、この南信州圏域全体に被害が及ぶ南海トラフ地震、伊那谷直下型地震、豪雨災害等に備えるために、南信州広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めるプランを策定することが必要になっています。さらに、災害時の相互応援協定及び関係市町村の地域防災計画が有効に機能するために、平常時から広域連合及び各市町村の連携を強化するとともに、災害に対する即応力の強化として、南信州広域連合の関係市町村と多様な主体による共同防災訓練を行うことが重要です。

基本構想のキーワードである「安心安全」を保持し、南信州に住む人々、また南信州を訪れる人々が、安心して暮らせる地域とするためには、南信州地域が一丸となって災害に強い地域づくりに取り組む必要があります。

（ 今後の方針と施策 ）

東日本大震災以降の国や県における防災計画等の見直しなどを踏まえ、平成 10 年度に策定した広域防災計画の見直しなど、関係する計画やプランの見直しや検討を行い、必要な措置を講じます。

南信州地域の防災対策を市町村が共同して取り組むために、広域的な災害に関連した地域防災計画の実施に係る連絡調整を行います。

また、広域連合及び関係市町村が連携した訓練を行い、平常時から防災に関する相互協力に努め、災害に備えます。

また、大規模広域災害においては、常備消防の消防力だけで成し得ることではなく、自助、共助、公助の仕組みの中でこそ、より高い効果が得られるものです。災害に強い地域づくりのために、地域連携の取組みを強化していきます。

施 策

- 1 広域防災計画等の見直し・策定
平成 10 年度に策定した広域防災計画を見直し、必要な措置を講じます。また、南信州圏域全体に被害が及ぶ地震や豪雨災害等に際し、南信州広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めるプランを策定します。
- 2 広域的な防災対策に関する連絡調整
地域防災計画及び相互応援協定の締結及び実施に係る連絡調整を行い、必要に応じて防災対策に関する情報共有を図ります。
- 3 連携及び訓練
広域連合及び関係市町村で、広域防災対策についての調査研究や共同防災訓練を実施します。
- 4 地域防災力の向上
南信州住民への普及啓発と地域防災リーダーの育成に努めるとともに、学校や地域における防災教育の充実に努めます。

消防に関すること（消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く）

（経緯）

昭和 23 年に消防組織法が施行され、自治体消防制度が発足しました。昭和 56 年 4 月には、1 市 4 町 5 村により「飯田地区広域消防組合」が設立され、消防の広域常備化が図られました。昭和 61 年には、南西部 1 町 9 村が加盟し、平成 6 年には事務の効率化を目指し「飯伊広域行政組合」へ移行しました。そして、平成 11 年に設立した南信州広域連合と共に、その広域連合の常備消防組織として、現在に至っています。

飯田広域消防本部は、1 消防本部、4 消防署、6 分署からなり、管轄区域には、天竜川や中央・南アルプスの山々、恵那山トンネルを擁する中央自動車道や矢筈トンネルを擁する三遠南信自動車道を抱えています。

（現状と課題）

住民の安心安全の確保は、南信州地域をより一層多様で魅力あふれる地域とし、「定住促進」へと進めていくためには欠くことのできない要素であり、行政の基本的な責務です。

当地域は、街、里、中山間地など様々な場所に家屋が存在し、中でも、中山間地においては小規模な集落が点在している状況が多く見られます。そのため、消防活動に際しては、そうした地域特性を考慮して取り組むことが必要です。

しかし、当地域は香川県に匹敵する広大な面積を有していることから、限られた人員や資器材の下で住民の安全安心を確保するためには、消防の手法などを常に見直し、磨くと共に、多様な主体との連携が欠かせません。

一方、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通と付随するアクセス道路の整備など高速交通網時代の到来により、利便性の向上、交流人口の増加、新たな産業振興など様々な環境変化が予想されることから、消防が備えるべき機能や能力なども変化する可能性があります。

こうしたことから、より一層の消防・救急・救助体制の充実強化と、予防行政の積極的な推進が求められています。

（今後の方針と施策）

大規模地震、豪雨災害などに見る災害形態の複雑多様化、特に南海トラフや伊那谷直下型地震で発生が懸念される大地震では、多様な被災事象が大規模かつ同時に発生して、その影響が全国へと波及していきます。阪神淡路大震災、東日本大震災などの例からも、膨大な規模に及ぶ被害を軽減させるためには、行政による公助だけでは限界があり、社会のあらゆる構成員が相互に連携しながら総力を上げて対処していくことが肝要です。

こうした現状の中、南信州における住民の生活を守り、災害に強い安心安全な地域づくりを目指していくためには、地域特性を考慮し、より一層の消防本部機能の充実と職員体制の強化を図るととも

に、地域の防災リーダーである関係市町村の消防団や自主防災組織をはじめ、多様な主体と連携して総合的な防災力の強化を図っていく必要があります。

施
策

1 火災予防対策の推進

火災から住民を守り安心安全を確保することは、消防行政の大きな柱です。火災による犠牲者の多くが、高齢者を含めた災害時要救護者であることから、小規模な福祉施設等における被害軽減対策、住宅防火対策を中心に、火災予防対策を進めていきます。

2 応急手当普及啓発の推進

救急出動件数の増加に伴って重症の傷病者も増加しています。救急事故の重症化を防ぐために、救急現場に居合わせた方による応急手当は、傷病者の予後を左右する重要な手当となります。救命率向上のために、より一層の応急手当の普及を図り救命のリレーが地域住民に広く浸透するよう対策を進めていきます。

3 災害対応の強化

地震や風水害などの災害の規模によっては、早期に他県や他機関の応援を要請し、迅速かつ効果的な消防活動に資する必要があります。消防団や多様な主体との連携を密にし、地域連携の取組みを強化すると共に、ヘリポートなど防災拠点施設の整備や広域応援体制の強化を市町村とともに推進していきます。

また、高速交通網時代を迎えるにあたり、開通までの工事期間における労働災害などへの備えや訪日観光を含む交流人口の増加に伴う災害対策を検討し、あらゆる災害に備える組織づくりを進めていきます。

介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

(経緯)

平成 12 年 4 月からの介護保険法施行に伴い、市町村は保険者として運営にあたり、広域連合は介護認定審査会の設置及び運営に関する事務を担当しています。

介護認定事務は、介護保険制度の根幹をなすもので、広域連合で共同処理を行うことにより、公平、公正な審査、専門の医師の確保、経費等の節減が図られています。

審査会体制は、当初 16 合議体 80 人で発足し、平成 15 年度から 14 合議体 70 人、平成 17 年度からは 14 合議体 60 人で審査を行っています。

(現状と課題)

これまでの介護保険制度改正により、介護認定の有効期間が段階的に延長しており、その影響もあって、ここ数年の審査件数は概ね減少傾向にあります。このため、今後の介護保険制度改正の状況や、件数の推移を見ながら、適正な合議体数及び委員数を検討する必要があります。

また同時に調査項目や認定調査方法が変化してきており、審査会での二次判定において、調査員の特記や主治医意見書を基として習熟した議論が求められるなど、調査員、審査会委員ともに負担が大きくなっています。

広域連合としては、引き続き、公平、公正、適正な審査判定を行うため、合議体議長会や調査員研修などを行い、判断基準の統一、平準化を図る必要があります。

(今後の方針と施策)

公平、公正、適正な介護認定が行えるよう、医療、保健、福祉の各分野からの委員確保と適正な合議体配置に努めます。また、認定調査員研修や合議体議長会などを通じ、判断基準の統一、平準化、認識の共有化を図り、審査会の適正な運営に努めていきます。

更に、介護保険制度改正の動向を注視し、認定方法変更等に適正に対応していきます。

施策

- 1 広域連合は、介護認定審査会の設置のため、医療、保健、福祉の各分野の協力を得て、学識経験を有する委員の確保に努めます。
- 2 広域連合は、調査員研修会、合議体議長会などを開催し、判断基準の統一、平準化を図ります。
- 3 広域連合及び関係市町村は、介護認定支援システムを使用し、効率的な事務処理に努め、データの共有を行います。

市町村審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

(経緯)

平成 18 年 4 月からの障害者自立支援法施行に伴い、障がい者が地域において自立した生活が送れるよう、市町村は障がい者に必要な障がい福祉サービスに係る給付、支援を行うこととなりました。市町村は、そのサービスの種類や量などを決定するための障がい程度区分の判定等を行う市町村審査会の設置が必要となり、その事務を広域連合が共同処理することとなりました。平成 25 年の障害者総合支援法施行により、平成 26 年 4 月から障がい者程度区分は障がい支援区分へと改正され、認定方法等が変更となりましたが、専門の医師や障がい保健福祉の学識経験者等による審査会方式に変更は無いため、引き続き共同処理を行っています。

広域連合で共同処理を行うことにより、公平、公正な審査、専門の医師の確保、経費等の節減が図られています。

審査会体制は、4 合議体 20 人で審査を行っています。

(現状と課題)

障害者総合支援法施行による障がい支援区分への改正により、市町村が行う調査事務及び審査会委員の審査内容が変更となりました。

広域連合としては、これまでも公平・公正・適正な審査判定を行うことを目的として、市町村、関係機関と連携を図るとともに調査員研修などを行っていますが、一層の判断基準の統一、平準化を図る必要があります。

(今後の方針と施策)

公平、公正、適正な審査判定が行えるよう、医療、保健、福祉の各分野から、障がい者等の保健福祉に関する学識経験を有する委員の確保に努めるとともに、認定調査員研修などを通じ、より一層の判断基準の統一、平準化、認識の共有化を図り、審査会の適正な運営に努めていきます。

また制度改正の動向を注視し、認定方法変更等に適正に対応していきます。

施策

- 1 広域連合は、介護認定審査会の設置のため、医療、保健、福祉の各分野の協力を得て、障がい者等の保健福祉に関する学識経験を有する委員の確保に努めます。
- 2 広域連合は、調査員研修会などを開催し、より一層の判断基準の統一、平準化を図ります。
- 3 広域連合及び関係市町村は、効率的な事務処理に努め、関係市町村との認定調査データ等の連絡体制を整備します。

老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営並びに入所調整に関すること

（経緯）

市町村が、日常生活に支障がある高齢者を養護老人ホーム等へ措置するためには、入所措置の判定を行う必要があります。この入所判定は、広域連合の前身である飯伊広域行政組合の時から広域連合となった現在でも、個々の市町村が行うのではなく、事務を共同処理しています。

特別養護老人ホームの入所は、措置による入所の時代から、南信州地域の多くの施設の入所申込を飯伊広域行政組合がまとめて受け付けていました。介護保険制度が導入され、必要度の高い方が優先的に特別養護老人ホームへ入所できるようになった現在でも、広域連合が申込の受け付け、入所調整を行っています。

（現状と課題）

養護老人ホームの入所措置を公正かつ適切に行うために入所判定委員会を設置し、入所の要否を判定しています。現在は、南信州地域の養護老人ホーム4施設の入所調整を行っています。

また、特別養護老人ホームの円滑な入所を進めるために、南信州地域の17施設のうち13施設について、広域連合が入所申込を受け付けて、入所の必要度の高い方が優先的に入所できるよう入所調整を行っています。

平成27年4月の介護保険制度改正により、特別養護老人ホームへの入所は、介護度により制限されることとなり、これに対応した入所調整へと変更しました。

養護老人ホームの入所措置、特別養護老人ホームの入所調整ともに、今後も公正かつ適切な判定・調整を行う必要があります。

（今後の方針と施策）

養護老人ホームの入所措置及び特別養護老人ホームの入所調整が適正に行えるよう、関係市町村と連携を図り、適正な事務を行います。

介護保険制度改正や関係法令改正等の動向を注視し、入所措置や入所調整の変更等に適正に対応していきます。

また入所調整のあり方について、研究を進めます。

施策

- 1 広域連合は、養護老人ホームの入所判定について、関係市町村と連携を図り、適正な事務を進めます。
- 2 広域連合は、特別養護老人ホームの入所調整事務を、公平・公正に行っていきます。
- 3 広域連合は、介護保険制度改正や入所調整のあり方について、関係機関とともに研究を進めます。

（経緯）

平成 18 年 4 月の障害者自立支援法施行に伴い、地域生活支援事業のうち、障がい者の相談支援は市町村が行う事業として位置づけられました。

市町村が、障がい種別ごとの専門員を個々に配置して事業を実施することは困難であることから、平成 19 年 4 月から、広域連合が障がい者の相談支援事業を行うこととなりました。

平成 25 年に障害者総合支援法が施行されましたが、相談支援事業の位置づけは同様であるため、引き続き広域連合が事業を共同処理しています。

（現状と課題）

広域連合はこの事業を、障がい等の種別ごとに、専門員を配置している相談支援事業者に委託し、専門員の確保と共に経費節減等を図っています。しかし、相談支援の内容が個々の事例によって大きく異なり、受託事業者に想定外の負荷がかかる状況が生じてきていることから、委託費用や事業者の選定方法を見直すなどの必要性が生じています。

また、市町村、関係機関、学識経験者等を構成員とした南信州地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する協議を行っています。

時代とともに障がい者を取り巻く環境が変化する中で、困難事例も年々多くなっており、市町村や関係機関と、これまで以上の連携を図ることが必要となっています。

（今後の方針と施策）

障がい者の相談支援事業を専門の相談支援事業者に委託し、障がい者からの相談支援が適正に行えるよう市町村や関係機関と連携を図ります。

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉の向上を図るため、南信州地域自立支援協議会、市町村、及び関係機関との一層の連携を図ります。

施策

- 1 広域連合は、相談支援事業者が障がい者の相談支援を中立・公平に行えるよう市町村や関係機関と連携を図ります。
- 2 広域連合は、障がい者の地域生活支援事業の円滑な実施を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉の向上を図るため、南信州地域自立支援協議会の役割やあり方の研究を進めるとともに、市町村や関係機関と一層の連携を図ります。

（経緯）

阿南学園は、昭和33年5月に阿南学園組合により、知的障がい児施設（定員50名）として設立されました。その後、児童については養護学校等が整備されましたが、成人を受入れる施設の必要性が高まり、昭和53年4月に知的障がい者更生施設（定員30名）を併設しました。昭和57年3月には児童施設を閉鎖して成人施設（定員70名）となり、さらに平成元年には20名の増員をして定員90名の施設として、知的障がい者の社会自立を目指して運営してきました。

平成23年度からは、指定管理制度を導入し社会福祉法人ひだまりの郷あなんが管理運営を担っています。

（現状と課題）

指定管理制度導入後3年を経過しましたが、指定管理者は保護者・利用者の声を反映し安全・安心なサービスの提供を行っています。

施設は、建設から35年以上が経過し、老朽化が進んでいます。修繕工事などで対応をしていますが、施設入所者の高齢化が進んでいることも考慮しながら、今後施設の大規模改修等を検討する必要があります。

（今後の方針と施策）

阿南学園は、障がい者本位に立った支援を担うことを目指していきます。

施設の管理運営は、指定管理者制度の導入により、指定管理者が保護者・利用者の声を聞き、良質なサービスの提供を図る必要があります。

広域連合は、指定管理者が利用者に対して良好なサービスを提供できるよう、施設改築について指定管理者と協働して検討を勧め、支援の充実に努めます。

施策

- 1 広域連合は、関係市町村と連携を図り、阿南学園の適正な管理を行います。
- 2 広域連合は、施設改築についての調査研究を行います。

次期ごみ処理施設の整備及び一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

（経緯）

平成9年に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」が厚生省において策定され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正によって、廃棄物の焼却についての規制が強化されました。これに伴い、平成10年8月と平成11年3月に飯伊地域におけるごみ処理の構想として「ごみ処理の広域化計画」及び「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、平成14年12月には、桐林クリーンセンター、下伊那郡西部衛生センター、南部清掃センターの焼却施設を統合し、新たに建設した桐林クリーンセンターで、可燃ごみの広域化処理を行うこととなりました。

平成20年度には「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の見直しを行うとともに「飯田下伊那地域循環型社会形成推進地域計画」を作成し、計画に基づき桐林クリーンセンター旧施設の解体、平成23年3月に桐林リサイクルセンターの建設を行い、関係市町村と連携して循環型社会の形成に向けて取り組みを進めています。

また、桐林クリーンセンターは、地元地区との協定により平成29年11月末までに移転することが決められていることから、次期ごみ処理施設の整備を進めるため、平成23年7月に「ごみ処理施設建設検討委員会」を設置し、委員会を中心に次期ごみ処理施設の検討を進め、平成24年2月に「次期ごみ処理（焼却）施設整備の全体構想」を定め、平成24年12月には委員会から、次期ごみ処理施設の施設整備に係る答申がなされました。

広域連合ではこの答申を踏まえ、課題及び留意事項を整理した上で、平成25年2月に「次期ごみ処理施設整備構想」を策定し、次期ごみ処理施設の整備を進めています。

（現状と課題）

ごみの発生・排出抑制策としては、ごみになる物を購入しないなどの消費活動、容器包装リサイクルを始めとした資源化などがあり、そうした活動を促進する施策の一つとしてごみ処理費の有料化が位置づけられています。

関係市町村においては、指定ごみ袋、証紙の購入等を通じ、住民がごみの排出量に応じてごみ処理費用の一部を負担する仕組みを採っています。

広域連合としても、更なるごみの減量化に向けて中期可燃ごみ搬入量計画による削減目標を定め、各市町村間の連携した取り組みを進めています。

こうした中、桐林クリーンセンターは施設の老朽化とともに、化石燃料の消費や維持管理費の増加による、ごみ処理経費の増加が課題となっており、次期ごみ処理施設では、こうした課題の解決も含め整備を進めています。

また、ごみの資源化については、容器包装リサイクルを始め、金属資源、紙資源、生ごみの堆肥化等に各市町村で取り組んでいます。

次期ごみ処理施設では、新たにプラスチック類（容器包装リサイクルのプラスチック類を除く。）を焼却処理しますが、容器包装リサイクルは今までどおり継続して取り組みます。

(今後の方針と施策)

次期ごみ処理施設の整備等を実施することで、環境に配慮した循環型社会の形成、少子高齢社会への対応など持続可能な社会構築への要請に応え、圏域住民の衛生的で健康的な生活に寄与するとともに、住民や関係市町村のごみ処理にかかる費用負担の軽減を図ります。

また、平成 27 年度には「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の見直しを行い、次期ごみ処理施設の整備に則した計画を策定します。

さらに、長期的な展望にたつて、広域連合と関係市町村が連携して総合的なごみの減量化・再資源化対策の推進に向けた施策に取り組んでいきます。

施 策

1 ごみ発生量の減量化

買い物袋の持参や過剰包装の防止等を住民及び事業者に呼びかけるとともに、リユースの拠点としての桐林リサイクルセンターの有効活用を図り、ごみの排出抑制を推進します。

2 厨芥類の資源化

一般家庭及び公共施設等における生ごみ堆肥化機器等の導入を図り、農地還元等を推進します。

3 店頭回収の推進

スーパー・商店等の店舗において、食品容器等の店頭回収を推進します。

4 可燃・不燃ごみ等の適正排出（分別・資源化）

住民及び事業者へ、可燃・不燃ごみの適正排出及びリサイクル可能な紙類・プラスチック系ごみ等の資源回収の周知徹底を推進します。

5 次期ごみ処理施設整備に向けての取り組み

安心・安全で効率的な廃棄物処理体制の構築を目指すなかで、施設の整備を進め、良好な生活環境の保全に努め、住民及び関係市町村のごみ処理にかかる費用負担の軽減に努めます。

【次期ごみ処理施設の概要】

構成（1市3町9村）

飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・下條村・売木村

天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村

処理能力：93t／日

処理方式：ストーカ式焼却炉

(経 緯)

現在稼働中の桐林クリーンセンターは、ごみ処理の広域化計画に基づき、平成 14 年 12 月に稼働を開始しました。また、粗大ごみの処理施設を検討するなかで、平成 23 年 3 月に桐林リサイクルセンターを建設しました。

桐林リサイクルセンターは、ごみの発生、排出抑制をはじめとする、ごみ減量化の推進及び資源の有効活用を図るとともに、循環型社会形成推進に向けた環境意識の高揚（学習と啓発活動を行う）を図る拠点施設としての有効活用を目指しています。

(現 状 と 課 題)

1 広域連合が所管する一般廃棄物ごみ処理施設

施設名	対象地域	処理能力	稼働開始年月	今後の運転計画
ごみ中間処理施設 桐林クリーンセンター※1	飯伊 13 市町村※2	93t/日	平成 14 年 12 月	平成 29 年 11 月まで運転予定

※1 関連施設として、桐林リサイクルセンターを平成 23 年 4 月から運営。

※2 根羽村は、愛知県北設広域事務組合で共同処理を行っている。

- 人口減少、ごみの分別が進む中で、焼却ごみの減量、熱量減少に伴い、化石燃料の消費量が高まり、CO₂の排出、処理経費の増加が課題となっています。
- 更なるごみの減量化及び分別の徹底に向け、関係市町村と連携して、ごみの適正処理を推進していく必要があります。

(今 後 の 方 針 と 課 題)

安全・安心な施設運営に努め、信頼される施設の管理運営を行っていくため、関係市町村と情報を共有し、ごみの適正処理に取り組みます。

施
策

- 環境影響を常に意識し、安全・安心な施設運営に努めます。
- 桐林クリーンセンターで排出される溶融スラグの、更なる有効活用や、熱エネルギーの有効利用が最大限行われるよう努めます。
- 施設周辺地域の理解と協力を得るために、誠意を持って対応します。
- 関係市町村と連携して責任体制を確立し、循環型社会の形成を目指します。
- 施設の保守・点検を着実に実施し、安全・安心な運転に万全を尽くし、住民からの信頼の確保を図ります。

【桐林クリーンセンター】

構成（1市3町9村）

飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・下條村・売木村

天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村

処理能力：93t／日

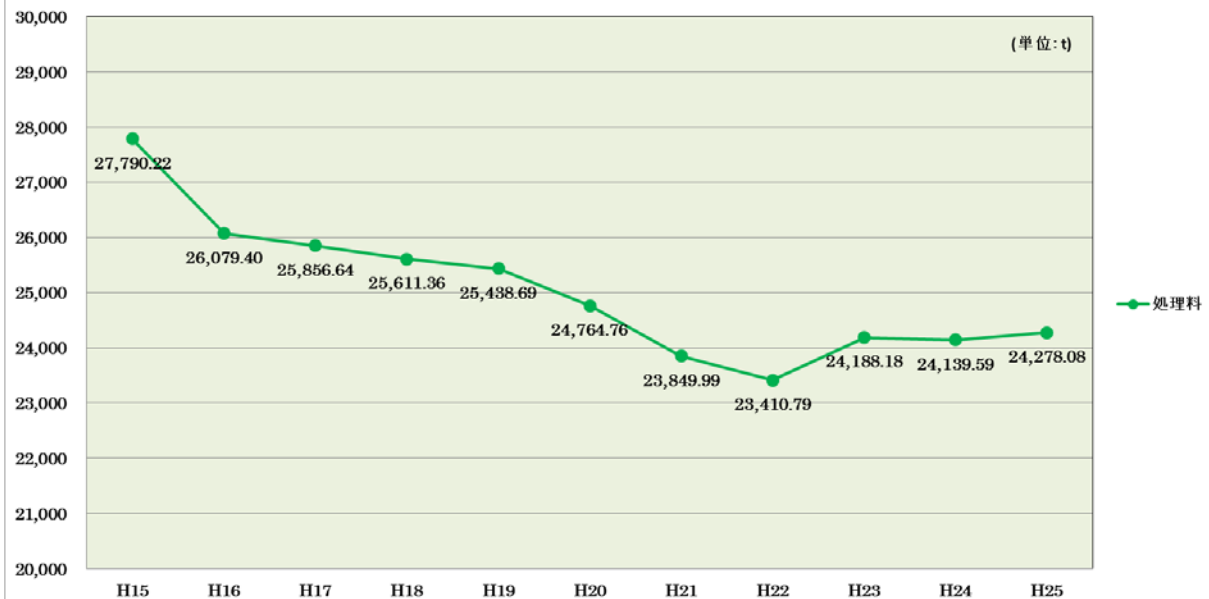
処理方式：流動床式ガス化溶融炉

（処理状況）

（単位：t）

市町村	年度	H21	H22	H23	H24	H25
飯田市		18,190.84	17,868.12	18,463.94	18,436.42	18,439.85
松川町		1,569.93	1,497.30	1,530.56	1,499.45	1,525.39
高森町		1,138.95	1,146.72	1,179.30	1,181.85	1,272.48
阿南町		381.35	376.27	367.12	366.03	385.46
阿智村		818.14	809.49	880.54	877.71	872.29
平谷村		21.88	20.99	20.93	19.68	16.97
下條村		280.28	271.01	286.00	278.63	276.16
売木村		48.71	45.02	46.07	47.90	46.88
天龍村		161.63	155.86	149.69	145.61	147.42
泰阜村		95.98	92.00	94.61	96.85	93.43
喬木村		577.65	561.09	588.48	591.11	614.58
豊丘村		486.23	484.19	495.76	512.91	506.91
大鹿村		78.42	82.73	85.18	85.44	80.26
合計		23,849.99	23,410.79	24,188.18	24,139.59	24,278.08
前年比		96.31%	98.16%	103.32%	99.80%	100.57%
対H15比 (処理量:27,790.22t)		85.82%	84.24%	87.04%	86.86%	87.36%

（ごみ処理量の推移）



【桐林リサイクルセンター】

構成（1市3町9村）

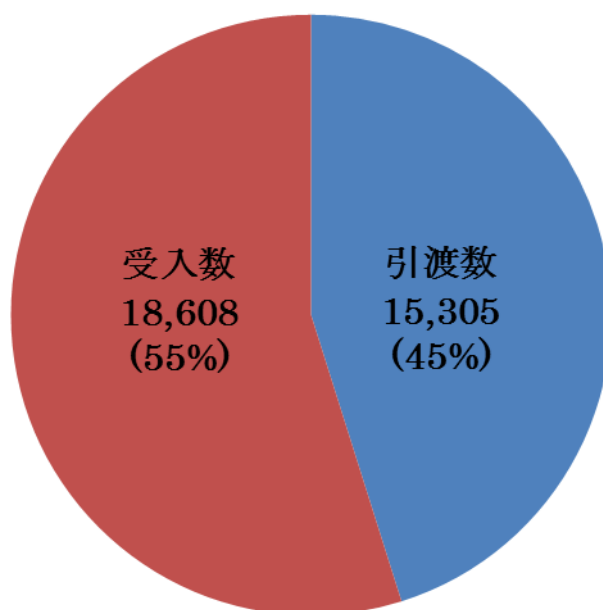
飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・下條村・売木村
天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村

（リユースの状況）

（単位：品数）

種 類	H23		H24		H25		総計	
	受入数	引渡数	受入数	引渡数	受入数	引渡数	受入数	引渡数
家 具	129	99	143	165	94	78	366	342
雑 貨	108	102	107	100	26	226	241	428
書 籍	1,667	622	1,836	1,580	1,085	733	4,588	2,935
衣 類	2,646	1,049	5,300	4,872	5,467	5,679	13,413	11,600
計	4,550	1,872	7,386	6,717	6,672	6,716	18,608	15,305

（H23～H25 の受入・引渡の割合）



（経緯）

し尿処理施設「飯田竜水園」は、飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村の6市町村のし尿処理を衛生的、効率的に行うため、平成5年5月から計画処理能力204k1/日（し尿197k1/日、浄化槽汚泥7k1/日）の標準脱窒素処理方式による稼働を開始しました。

しかし、各市町村の集合処理化の進展によって、搬入量の減少、浄化槽汚泥等の増加による流入負荷が低下し、稼働当初の計画と大きく異なってきました。

この対策として、施設の改修工事を平成21年度～平成23年度の3ヵ年行い、既存の設備を利用し、搬入量の減少及び浄化槽汚泥等の増加に応じた処理方式である「浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式」へ変更し、現状に見合った処理能力75k1/日（し尿45k1/日、浄化槽汚泥30k1/日）としました。

また汚泥処理についても、焼却設備の老朽化にともない地域住民への環境影響、処理経費の削減を考慮し、前脱水機を導入して含水率70%以下の脱水汚泥として場外搬出し、堆肥化することとしました。

飯田竜水園のほか、圏域内では、下伊那郡西部衛生施設組合（くりーんひる西部）、下伊那南部総合事務組合（泰阜クリーンセンター）が各共同処理施設を設置運営しています。また、根羽村は、愛知県北設広域事務組合で共同処理を行っています。

（現状と課題）

各市町村から搬入される、し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥の成分や搬入量の変動に対応した運転調整を行う必要があります。

臭気の漏洩に注意するとともに、処理水（放流水）について、（温度・pH・DO等）の水質管理、（アンモニア性窒素・硝酸性窒素等）の水質試験を行い、環境基準を順守し、安全で安定した施設稼働に努め、常に住民の信頼を得ていく必要があります。

（今後の方針と施策）

環境基準を順守し、安全で安定した施設稼働に努め、信頼される施設の管理・運営を行っていくため、関係市町村や地元地区と情報を共有し、し尿及び浄化槽汚泥等の適正処理に取り組みます。

施策

- 1 施設周辺の地域環境に十分配慮し、環境基準を順守するため適切な管理運営を行います。
- 2 地域住民に信頼される運営を行うため、施設見学や放流水等の分析結果の公開を行っていきます。
- 3 長期的な視点に立って、施設管理運営の検討を行います。

【飯田竜水園】

構成（1市2町3村）

飯田市・松川町・高森町・喬木村・豊丘村・大鹿村

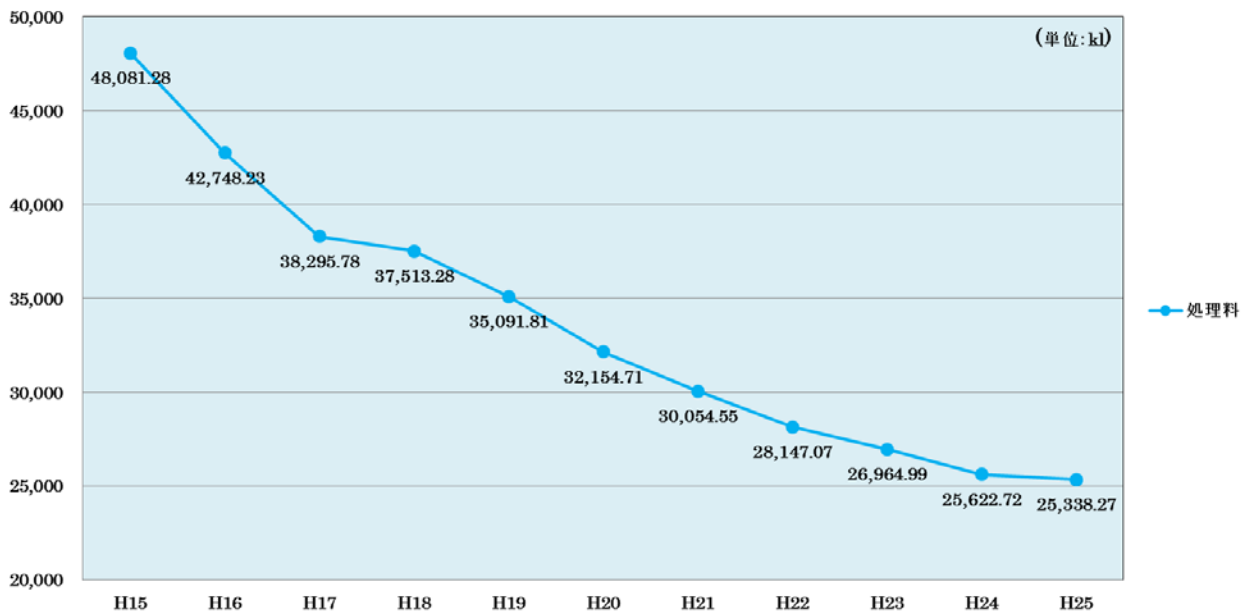
処理能力：75kl／日

（処理状況）

（単位：kl）

市町村 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25
飯田市	19,295.93	16,947.01	16,571.35	15,297.17	14,806.91
松川町	4,345.98	4,447.87	4,424.76	4,484.94	4,460.56
高森町	3,541.40	3,483.65	3,212.74	2,969.14	3,010.56
喬木村	1,111.73	1,075.29	1,192.06	1,101.21	1,032.19
豊丘村	1,186.45	1,553.04	995.37	1,240.67	1,394.16
大鹿村	573.06	640.21	568.71	529.59	633.89
合計	30,054.55	28,147.07	26,964.99	25,622.72	25,338.27
前年比	93.47%	93.65%	95.80%	95.02%	98.89%
対H15比 (処理量:48,081.28kl)	62.51%	58.54%	56.08%	53.29%	52.70%

（し尿処理量の推移）



市町村間の人事交流の連絡調整に関して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

（経緯）

市町村が行う事務量が増大し、高度化、専門化が進み、かつ、社会情勢の変化によって多様化する行政サービスに対応するためには、市町村職員の資質を向上させることが重要です。

行政事務の広域化により、市町村職員が広域的な視野を持つことが求められ、人事交流によって他市町村の先進分野を積極的に学ぶことで、互いの行政サービスをレベルアップさせる効果があります。

南信州地域では、平成10年3月に18市町村（市町村合併前数）と広域連合が職員の相互派遣による研修の協定を締結し、人事交流を実施しています。

（現状と課題）

行財政改革の取り組みにより、市町村職員数は減少傾向にあります。こうした中で、職員一人当たりの業務量は増え、職務に対する専門性は高くなってきました。また、国の施策や地域課題は多様化が進み、職員の資質向上・能力開発・幅広い行政感覚の醸成などが求められています。

関係市町村が効率的で適正な行政運営をしていくため、またこの地域の課題を市町村職員の共通認識として持つためにも人事交流を行っていく必要があります。

（今後の方針と施策）

人事交流は、職員の能力開発と資質向上に寄与するとともに、関係市町村の相互理解につながることから、取り組みます。

関係市町村に共通する課題や時代の変化による新たな課題などに着目し、必要に応じた地域課題研修等を実施していきます。

施策

- 1 広域連合及び関係市町村は、協力して職員の人事交流の推進を図ります。
- 2 広域連合及び関係市町村は、人事交流のための体制を整えていきます。

（経緯）

生活圏を共にする地域性から、市町村の枠を越えて広域的な視点で取り組むことが必要な事項について、広域連合において調査研究してきました。

平成13年から14年にかけては「変革期における市町村の在り方」を研究しています。当時の合併特例法の期限（平成17年3月）も念頭に置くなかで、飯田下伊那18市町村（当時）が一つになった場合の、いわゆる一郡一市の自治体運営について研究を行いました。

その後も、消防の広域化、高校改革、高等教育機関設置、看護職員等の確保、リニア新幹線への対応など、その時々地域課題について研究をしてきました。

（現状と課題）

多様化する行政ニーズ、少子高齢化、産業振興等、市町村の枠を越えて広域的な視点で取り組むことが必要な事項は、今後ますます増加すると予想されます。少子高齢化や人口減少、財政難といった困難な状況の中で、当地域がそれぞれの特性を活かしながら一体的に発展していくためには、広域的課題について様々な視点から調査研究を行うことが必要です。また、そのための事務機能の充実強化と財政基盤づくりが課題となります。

これまでも広域的課題の調査研究は、広域連合の事業の一つに位置付けられていましたが、広域的な地域政策という点で十分な成果をあげてきたとは言えません。今後の一体的な地域づくりのために、広域連合が地域の政策課題に更に積極的に関わっていくことが必要だと考えられます。

具体的な問題解決の方法には、広域連合での取り組みのほか、定住自立圏構想での手法や、行政によらず住民団体などでの取り組みが望ましい場合もあります。それぞれの案件について、様々な選択肢の中から、最適な取り組み方法を慎重に決定していく必要があります。

（今後の方針と施策）

広域連合は将来の地域像を実現し、南信州の一体的な地域づくりをしていくために、地域政策を担っていきます。そのために当地域におけるシンクタンクとしての機能を強化し、地域の広域的な課題について調査研究を行います。また、課題の中で特に重要性や緊急性の高いものについては、広域連合の調査研究プロジェクトとして位置づけ、関係者の協力を得ながら調査研究等、課題解決に向けた取り組みを行います。

調査研究を行う中で、具体的な解決策や最適な取り組み主体を明らかにし、広域連合、関係市町村、住民などによる役割分担を行って、具体的な施策や行動に移行していくこととします。

施策

- 1 広域連合は、広域的な地域課題について調査研究します。
- 2 広域連合は、広域的な地域課題を検討し、重要性が高いものを調査研究プロジェクトに位置づけ、関係者の協力を求めるなどして課題解決に努めます。
- 3 関係市町村は、広域的な地域課題を広域連合に提案し、調査研究に必要な協力をします。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により 広域連合が処理することとされた事務に関すること

（経緯）

「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）」により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務について、平成11年に長野県から権限が委譲されました。

- 1 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関すること
- 2 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること

（現状と課題）

火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関しては、4消防署及び、平谷、和田の2分署で申請の受理を行い、立ち入り検査は4消防署6分署全てで、許可事務処理は4消防署及び、平谷、和田の2分署において行っています。

液化石油ガス設備工事の届出に関しては、管轄内の4消防署6分署すべてで届け出の受理を行い、事務処理は4消防署において行っています。

（今後の方針と施策）

広域連合が処理することとされた事項については、身近な消防行政機関で許可等を行い、住民サービスの向上を図ります。

地方分権の進展により、今後も国・県からの権限委譲が行われる可能性があります。長野県も「地域のことは地域で解決することができるような仕組みを築いていく必要がある」としており、地域の発展と住民サービスの向上を考慮し、必要な権限委譲を受け入れる検討を行っていきます。

施策

- 1 適正な審査及び許可業務の実施
 - (1) 火薬類の譲渡、譲受及び消費許可に関すること
 - (2) 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること
- 2 地域の発展と住民サービスの向上のための必要な権限の調査研究